

## 分科会C「金融産業構造の未来像」・第一次提言

### 「金融業における業務範囲規制のあるべき姿」の公表

#### 次世代金融インフラの構築を考える研究会における検討経緯：2つの提言

AI技術、ブロックチェーン技術、DeFi(分散型金融)、これらを用いたビッグデータの活用など、情報技術の革新によりデジタル社会が進展するに伴い、新しい決済・送金手段やデジタル金融商品が登場し、金融サービスの提供主体・手段に大きな変化が生じている。今やデータが収益の源泉となり、情報生産機能の高度化が求められる中、中央銀行と民間銀行による2階層型の決済制度や、従来の仲介業者を通じて金融サービスを提供する現行の金融システム(法規制、ITシステム等を含む広範な金融産業構造)を所与として対症療法的に変更を重ねることには、限界が露呈し始めている。

「新しい金融サービスには新しい金融インフラが必要であり、まずはその将来像を描くことが求められている」という問題意識の下、SBI金融経済研究所は、2023年12月に有識者からなる「次世代金融インフラの構築を考える研究会」を立ち上げた。なお、金融庁、日本銀行(金融研究所)はオブザーバーとしての参加であり、今回の提言についてその責を負っていない。

本研究会では、金融システムの転換期に適應できる次世代金融インフラの構築をテーマに議論を重ね、これまでに2つの提言を取りまとめている。

2024年7月に公表した研究会第一次提言「次世代金融インフラの構築を考えるに当たっての指針」では、階層(レイヤー)構造を展開した金融インフラの基盤の上に、従来の経済主体別思考から金融機能別思考に転換して金融サービスを有機的に機能させ、新旧2つの金融インフラを並走させる方策が有効であると指摘するとともに、25項目の視点・留意事項等からなる広範な「指針」を示した。

2025年3月に公表した研究会第二次提言「『次世代金融インフラのあるべき姿』の例示」では、金融機能別思考に転換して、金融サービスのアンバンドリング(分解)・リバンドリング(再結合)を行い、自らのビジネスモデルに沿った形で組み合わせて提供すること、非金融分野も包摂した横展開を進めることなどの考え方を示した上で、将来、実現する次世代金融インフラは各国の状況により異なるため一義的に決まらないとの考えのもと、(1)金融仲介業者が中核を担うケースと(2)決済・情報連携システム等が金融仲介機能を代替するケースの2つを将来像として例示している。

#### 分科会Cの設置と分科会C第一次提言の検討経緯

研究会では、中期的に取り組むべき具体的な課題を検討するために3つの分科会を設置した。

このうち、分科会 C では「金融産業構造の未来像」を中期的テーマに据え、当面は「業務範囲規制のあり方」を取り上げることにした。

現行の法令等には金融・非金融分野の相互参入を妨げる他業禁止などの業務範囲規制が多く残っており、一般事業会社が銀行を子会社化する場合を含め、企業の最適な事業構造の構築を妨げている。

しかし、預金者保護・金融システムの安定性確保等については自己資本比率規制などの高度な健全性規制やセーフティネットが整備された結果、他業を「禁止」という強力な事前規制の役割は後退している上、利益相反取引等のコンプライアンス違反については監視機能の充実による事後的な監視へと徐々に移行している。

また、デジタル化・グローバル化が進展し、デジタル金融商品が業態や国境を越えて取引され、AI 等の技術進歩によって商流（非金融）と決済（金融）の融合が高度化する中、既存の厳格な規制を維持することは、イノベーションを阻害する「チャレンジしないリスク」を顕在化させかねない。こうした問題認識の下、分科会 C は 2025 年 8 月から、現代的視点に基づく業務範囲規制の抜本的な見直しに向けて検討を重ねてきた。

### **分科会 C 第一次提言のポイント**

分科会 C では、これまでの提言内容に加えて、「同一リスク、同一業務、同一規制」の原則と規制最小化（ミニマム・レギュレーション）の観点から、事前規制に頼るアプローチを抜本的に見直すべきであると指摘している。具体的には、健全性規制によるリスク管理の厳格な運用を大前提とした上で、一律に他業を禁止する硬直的な規制から、目的に見合った形で次に示す 4 つの措置を組み合わせた新たな規制体系に転換するよう求めている。

- ① 銀行(保険会社)・銀行(保険)持株会社の子会社に対する他業禁止規制を撤廃して非金融ビジネスの展開を可能とする。なお、銀行本体への同規制は現状のまま維持する。
- ② 銀行や保険会社を傘下に持つ一般事業会社に対して、親会社からのリスク伝播遮断や利益相反取引防止など、グループ管理の責務遂行とコンプライアンス遵守の徹底を求める。
- ③ 事業会社等に対する銀行等グループによる「持株比率規制（5%・10%・15%上限ルール）」を撤廃し、超過出資には、国内基準行も含めて自己資本比率上のリスクウェイトを厳格に適用して、自己責任に基づく投資を促す規制に転換する。
- ④ 優越的地位の濫用や利益相反取引の防止等のため、金融機関内部のチェックや報告・開示体制を構築するとともに、関係当局による事後的な監督監視機能を強化する。

### **今後の進め方**

分科会 C としては、経済主体別思考から金融機能別思考に転換した金融サービスの提供を基本とした次世代金融インフラのあるべき姿とそこに至る道筋について、2026 年度以降も引き続き検討を進めることとし、今後、中期的に取り組むべき具体的なテーマを決定していく予定である。

(以上)